

# 中小企業のための模倣品・冒認出願対策について ～中国等における模倣品・冒認商標問題への対抗のために～

## ① 海外進出時に遭遇する知的財産問題

① -1 模倣品問題・被害状況

① -2 冒認出願問題・被害状況

## ② 知的財産権の役割

## ③ 対抗策と支援事業

③ -1 模倣品への対抗策と支援事業

③ -2 冒認商標への対抗策と支援事業

## ④ 海外進出前の知的財産準備（事前・予防対策）

④ -1 商標権と著作権の特徴・相違点

④ -2 著作権で保護するための準備

④ -3 商標権で保護するための準備

2021年7月27日 JETRO 知的財産課 杉山哲哉

E-mail : Tetsuya\_Sugiyama@jetro.go.jp

TEL : 03-3582-5198 内3538

ご不明な点が御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

# ① 海外進出時に遭遇する知的財産問題

## ① -1 模倣品問題・被害状況

### 1. 【模倣品・海賊版とは】

模倣品とは、真正品を模倣した製品であり、真正品の商標権や意匠権を侵害する物品又は不正競争防止法違反の物品（周知表示との混同を惹起させる物品、商品形態を模倣した物品）。海賊版とは著作権侵害品。

#### ①デッドコピー品（ブランドとデザインを模倣）

ブランド、デザイン、形態、機能など、真正品をそっくりまねした模倣品であり、消費者に真正品と誤認させようとする、いわゆるコピー商品

#### ②同一のブランドを模倣する製品

ブランドのみを盗用して、消費者にそのブランドの真正品と誤認させようとする模倣品

#### ③類似のブランドを使用して模倣する製品

ブランドの一部文字等を変更して、消費者を元のブランドの商品と誤認混同させようとするもの

#### ④デザインを模倣する製品

模倣品業者が真正品のデザインのみを模倣し、自身のブランドを付した模倣品

#### ⑤海賊版

音楽・映画・コンピュータソフトなど著作権侵害品

## 小物・雑貨の模倣事例

<写真は全て模倣品>



出典：「模倣品の現状と日本政府における取組」経済産業省 製造産業局 模倣品対策室（政府模倣品・海賊版対策総合窓口）  
室長補佐 越本 秀幸 平成29年3月24日 （JETRO北京事務所「日系企業ニセモノ展示館」より）

# 工業製品の模倣事例

< 写真は全て模倣品 >



日立：電動工具



オリンパス：カメラ



三菱電機：ブレーカー



NSK：ベアリング



日産自動車：オイルフィルタ



住友化学：農薬

出典：「模倣品の現状と日本政府における取組」経済産業省 製造産業局 模倣品対策室（政府模倣品・海賊版対策総合窓口）  
室長補佐 越本 秀幸 平成29年3月24日 （JETRO北京事務所「日系企業ニセモノ展示館」より）

# 食品の模倣事例（中国）



模倣品

真正品



模倣品

真正品



真正品

模倣品

出典：「偽装表示等情報収集報告書」 平成20年3月 農林水産省大臣官房国際部貿易関税一ム

## 食品の模倣事例（台湾）



### 大分県日田梨 の模倣品

韓国産の梨を大分産梨の偽造包装紙で包んで販売

出典：「偽装表示等情報収集報告書」 平成20年3月 農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム

## 2. 【模倣品を放っておくと】

- ・ 真正品の売上低下
- ・ 真正品のブランドイメージ低下  
粗悪な模倣品が出回ると真正品の品質への信頼性も揺らぎ、場合によっては模倣品の品質クレームまでも受ける。
- ・ 代理店との関係悪化  
模倣品を放置しているから真正品が売れない。場合によっては事業計画の遂行が困難になる。

## 3. 【模倣手口の巧妙化】

- ・ 模倣品製造所の分業化（本体と包装やロゴシールなどを別々の場所で製造し、販売時に合体する）→製造所を摘発されても押収されるのはロゴシールのみ
- ・ 多量の在庫を持たず、こまめに出荷→摘発されたときの”被害”を最小化
- ・ 真正品と大幅な価格差をつけない→価格だけでは偽物と分らない
- ・ バイヤーの要望次第でブランド名を入れて受注生産→営業活動段階では取締りできない
- ・ 製造段階では商標を付さず、販売段階で偽造商標を付す→製造所を摘発できない
- ・ 本物を展示して、受注したら偽物を納品
- ・ ネット販売→削除されてもまた別のサイトや店名を変えて販売
- ・ 取締りされ易い商標権から専利（特許・実案・意匠）権侵害へ高度化  
→依然として商標権侵害の割合が最も多い
- ・ **冒認商標登録**（商標権の模倣）→商標権者として模倣品を製造・販売

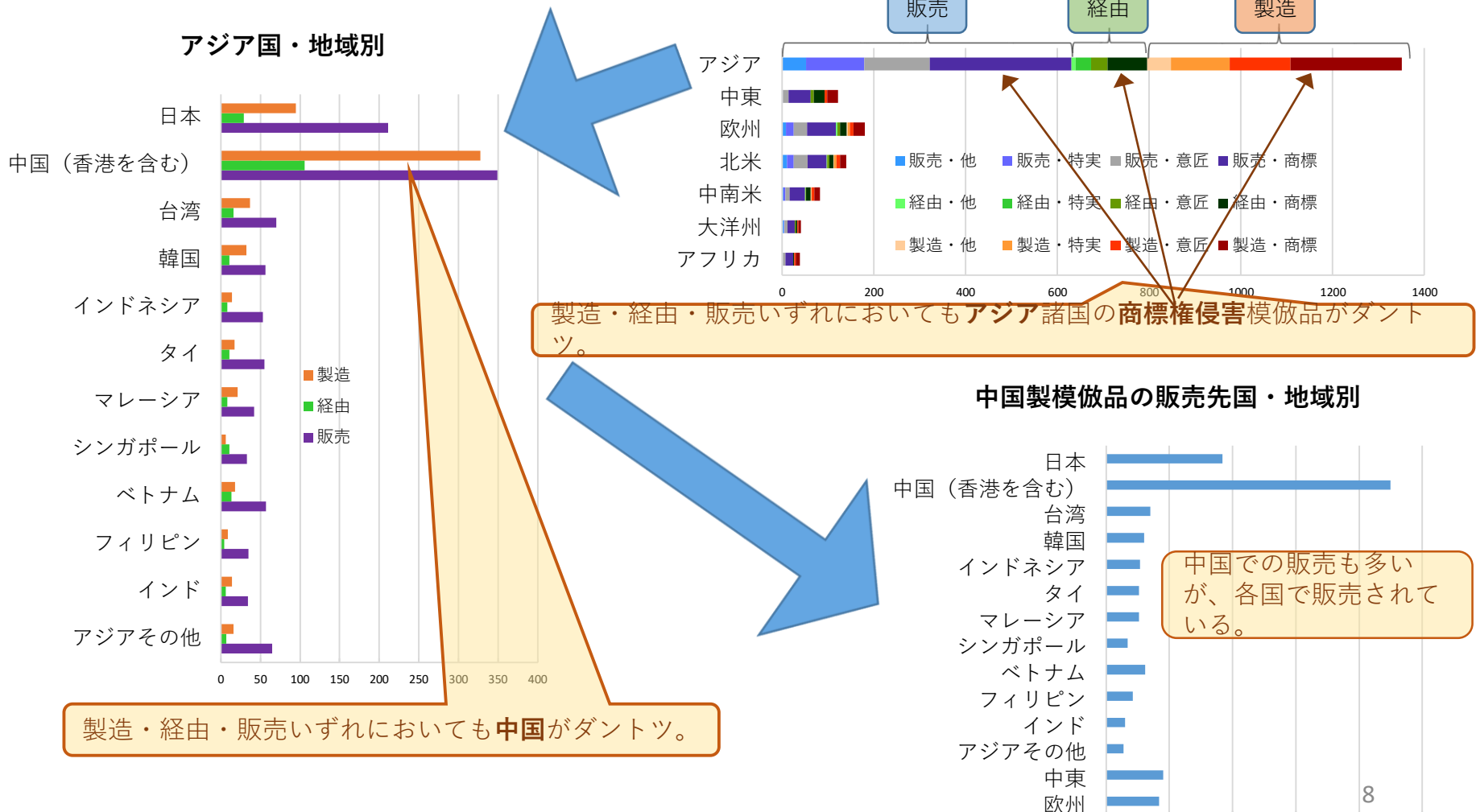
# 4. 【模倣品による被害状況】

～ 特許庁が実施している「2020年度模倣被害実態調査報告書」のアンケート結果から～  
[https://www.ipo.go.jp/resources/statistics/mohou\\_higai/index.html#hokokusho](https://www.ipo.go.jp/resources/statistics/mohou_higai/index.html#hokokusho)

権利別、地域別

## 2019年度に模倣品を認識した日本企業数

(製造N=392/572社、経由N=130/571社、販売N=448/574社、複数回答)





# ① -2 冒認出願問題・被害状況

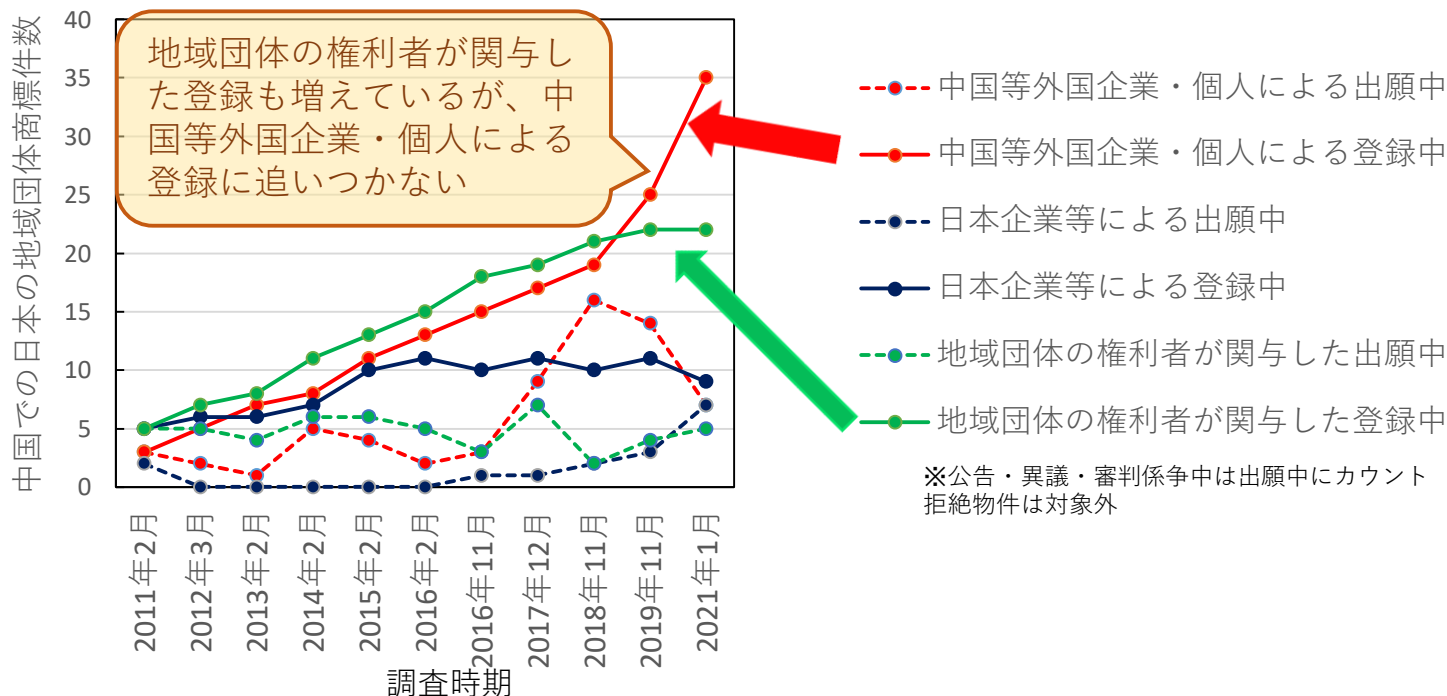
## 1. 【冒認出願とは】

知的財産権を本来正当に有すべき者が出願・登録していない国において、第三者が悪意を以って、前者に先駆けて当該知的財産権と実質的に同じ知的財産権を出願・登録することで、商標の事例が圧倒的に多い。←先願主義・属地主義の悪用

2021年2月末までに日本特許庁に登録された地域団体商標は699件

### 日本の地域団体商標の中国における出願・登録状況

特許庁委託事業「中国における日本の地名等に関する商標登録出願」日本貿易振興機構 北京事務所 より  
[https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm\\_misappropriation.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation.html)



## 2. 【冒認出願されるケース】

- ・有名ブランド
- ・来日時の購入品などから、帰国後
- ・日本で働いていた従業員が帰国後
- ・インターネット情報から（ホームページ上のロゴ）
- ・展示会出展など発表後、参加者に
- ・販売や技術契約交渉開始後、相手企業に
- ・言語上の違いから（中国で日本語商標のみ登録していたら、読みのアルファベット表記を）

予防策：自分で先に商標出願  
発表前に、交渉開始前に

例えば、日本酒の銘柄は中国において狙われ易いジャンルの一つ。  
中国商標、商品分類第33類（ビールを除くアルコールを含む飲料）において、

	県酒造組合	滋賀県	奈良県	沖縄県
調査銘柄数	33	28	30	
既に自社商標登録済みで守られている銘柄数	3	6	6	
自社商標出願してないが他社出願もない銘柄数	14	5	3	
類似と見なされる可能性の高い商標が他社から出願されている銘柄数	10	9	5	
ほぼ同一商標が他社に登録されている銘柄数	6	8	16	

必ずしも  
全てが  
冒認商標と  
は限らない

### 3. 【商標を横取りされてしまうと】

取返したり、取消したりするには、多大な**労力・時間**（数年はかかる場合が多い）・**費用**（出願費用の10倍以上になることも）を要する。

それでも勝てる保証はないどころか、新規参入企業・商品ではほとんど**勝てる見込みはない**場合が多い。

勝つまで対象国で販売できず、**ビジネスチャンスを失い、模倣品に市場を占拠されかねない。**

対象国への**進出**  
**断念・撤回**

または

対象国で**新ブランド**を立ち上げ、**ゼロからの再出発**

#### ★★ 無印良品事件 ★★

複数案件に対し2000年頃から20年近く費やし、いまだに完全解決できておらず対処中。

#### ★★ クレヨンしんちゃん事件 ★★

2004年に日本企業が上海の企業と正式な販売契約を締結し、中国で関連グッズの販売を本格的に開始しようとしたところ、別の中国企業の冒認商標登録（1997年6月）により、一部製品は販売差止め・在庫押収された。2012年に冒認商標を無効とするまでに8年の歳月と7000万円とも言われている費用を費やした。

商標権を第三者に取られた後、挽回するためには、**多大な労力・時間・費用**を要する。  
← 挽回できる保証はない

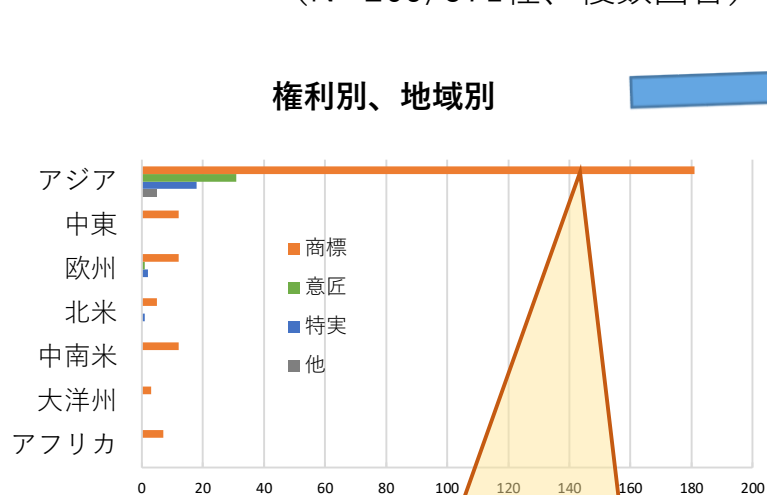
#### ★★ 青森事件 ★★

2002年に中国の包装デザイン会社が商標「青森」を5件出願（25類:防水服、29類:肉・牛乳等、30類:茶・米等、31類:生野菜・果物等、32類:ビール。果汁等）。登録前の公告段階で青森県は異議申立し、2008年頃5件全て却下。

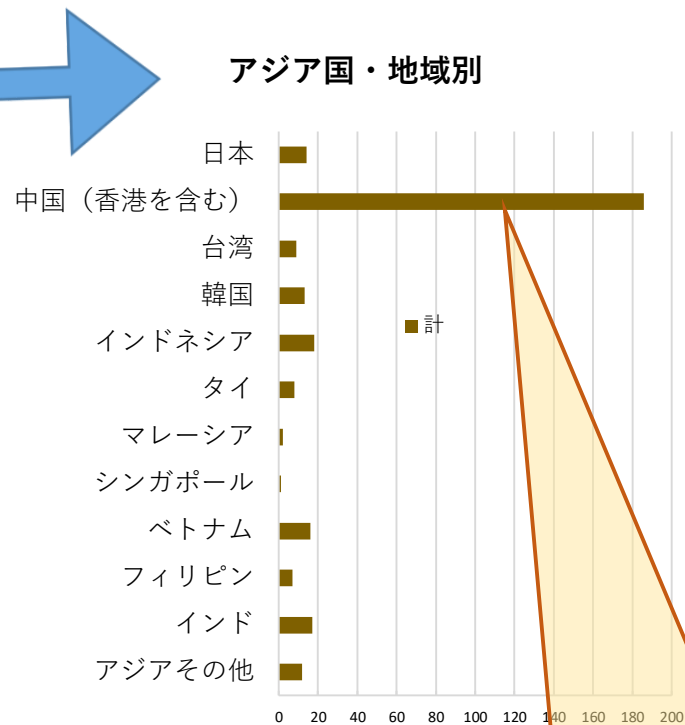
## 4. 【冒認出願による被害状況】

～ 特許庁が実施している「2020年度模倣被害実態調査報告書」のアンケート結果から～  
[https://www.ipa.go.jp/resources/statistics/mohou\\_higai/index.html#hokokusho](https://www.ipa.go.jp/resources/statistics/mohou_higai/index.html#hokokusho)

2019年度に冒認出願を認識した日本企業数  
(N=209/571社、複数回答)



アジア諸国の商標の冒認出願がダントツ。



中国がダントツであるが、他のアジア諸国においても冒認出願問題を抱えていることに注意。

## ② 知的財産権の役割

技術の基本

ビジネスの基本

創作の基本

### 1. 【知的財産権とは】

知的財産権	特許権 (含 実案、意匠)	商標権	育成者権	.....	著作権
保護対象	工業製品の技術的 発明者・美観創作 者の権利	ブランド名・商品 名等使用者の権利 ／消費者の利益	植物新品種育 成者の権利		著作物創作 者の権利
管轄官庁 (日本での)	特許庁		農水省		文化庁
制 度	基本的には出願・登録による権利取得 <b>先願主義</b> (国によって異なる場合も)				自然発生 (創作・発表時)
要 件	新規性 既知でないこと	識別性 既知でも可	新品種 未譲渡性		創作性
属地主義	権利を取得した国でのみ有効 <b>属地主義</b> (国毎の権利取得が必要)				Berne条約 ベルヌ

相違点1

相違点2

相違点3

早い者勝ち

中国での「iPad」事件

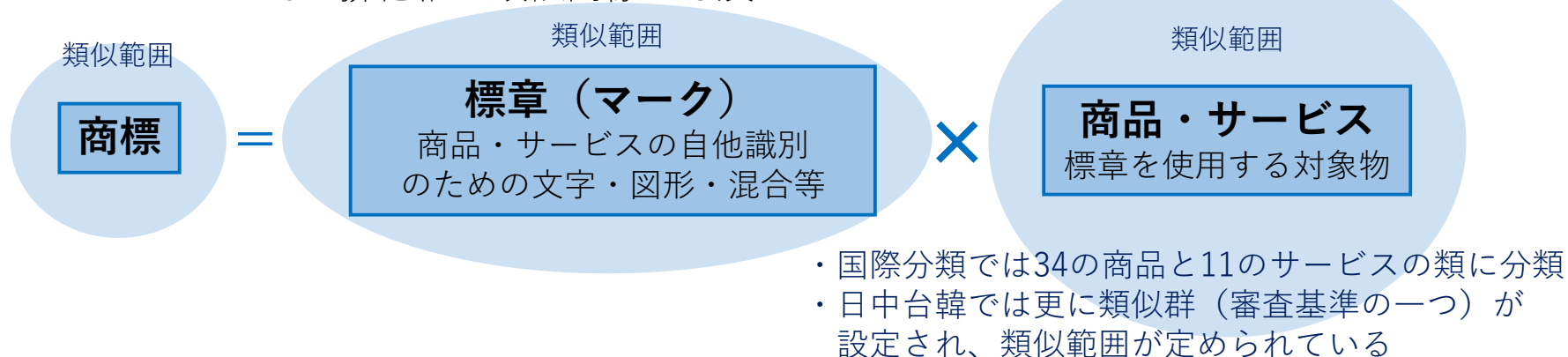
韓国での「苺」、中国での  
「シャインマスカット」事件

・原則として加盟  
176ヶ国で保護される  
・台湾や香港はWTO  
設立協定で保護される

Googleブックス事件

## 2. 【商標権とは】

その国でその商標を独占・排他的に使用できる権利で半永久的に存続可能  
その排他権は類似商標にも及ぶ



**<商標権侵害とは>**その国で、登録商標と同一又は類似の商標を、同一又は類似の商品やサービスに使用し、消費者に誤認混同を起こさせる行為

**<商標の使用とは>**商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を識別するための行為

**<商標権を侵害すると>**侵害行為の停止、侵害品やこれに供した設備の廃棄、損害賠償請求や罰金が科せられることもある

**<商標権を取得すると>**その国で、独占・排他的権利を持つため、  
・模倣品発生や冒認商標登録の抑止効果と共に、発生・登録した場合に対抗が可能  
・その国で安心してビジネスを継続できる（基本的に他社との権利の重複がない）

## ③ 対抗策と支援事業

### ③-1 模倣品への対抗策と支援事業

#### 1. 【知的財産権の取得】

対象国で有効な知的財産権の取得

大前提

費用対効果を考慮した上で、模倣品業者に最大の打撃を与え、真正品の販売に最大のメリットをもたらす

#### 2. 【調査・ターゲット選択・証拠収集】

- ☞ 模倣品は自社のどの権利を侵害しているのか
- ☞ 攻撃可能なターゲットのピックアップ（証拠収集可能性を考慮）
- ☞ 自社に与える損害の大きさを考慮し、実際に攻撃するターゲットを選択

#### ☞ 成果目標の明確化

打撃効果の大きい上流を叩くには、**自社製品の設計にも配慮**が必要

- ・ 模倣品の構成部品のみか、模倣品現品か、金型などの模倣品製造器具もか  
→ 攻撃場所は販売店か、製造元の工場か
- ・ 費用と時間をかけても賠償金を請求するのか、少ない費用と短期で罰金か  
→ 攻撃手段は訴訟か、行政摘発か

### 中小企業等海外侵害対策支援事業（模倣品対策支援事業）

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html)

お問合せ先：ジェトロ知的財産課

Tel：03-3582-5198

E-mail：SHINGAI@jetro.go.jp

#### 3. 【攻撃手段】 例えば中国の場合

##### A 行政ルート（行政摘発→行政処罰決定）

手続きが簡単で、少ない費用と時間で対応できるが、賠償金は請求できない。  
行政罰としての罰金は科せられる。

## <行政摘発対象>

- ①販売店・倉庫での模倣品現物の押収：商標権
- ②製造所での模倣品現物と**金型**の押収：商標権

旧改正法（2014年5月1日施行）で「工商行政管理部門の処理により、・・・権利侵害製品及び**主に**（「専ら」から改正）権利侵害製品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、・・・」（商標法60条2項）

新改正法（2019年11月1日施行）で「人民法院は・・・主に登録商標を盗用した偽造商品の製造に使われる**材料、道具**について廃棄処分を命じ、・・・」（商標法63条4項）

## ③展示会での模倣展示品撤去

中国では「展示会における知的財産権の保護に関する規則」により、主催者と知的財産権行政管理機関が協力して模倣展示品の撤去・押収が可能。  
← 模倣品業者が警戒するため、後の製造所調査などを困難にする。展示会での出展を製造所調査の端緒情報の一つとして活用することも可。

## ④税関での差押え

事前の知的財産権の税関登録が有効（差押えの申請も簡略化できる）。  
税関の抜き取り検査で模倣品が発見された場合、通報から3日以内に真贋を判定し、差押えを請求する（max10万元の担保金が必要）。  
・輸出専用OEM品の商標権侵害は、個々の場合により判断が分かれる。

## B 司法ルート（訴訟）

費用と時間はかかるが賠償金を請求することができる。← 賠償金額が少なく、訴訟に要した費用をカバーできない場合も多い。

2019年9月6日に旧改正法の知的財産権侵害の懲罰的賠償を認めた上海初の一審判決。→新改正法で懲罰的賠償金額が、5倍以下、500万元以下に引き上げられた。（商標法63条1,3項）

## C 私的救済

警告書の発送や直接交渉など。  
インターネット販売に対して模倣品掲載サイトに該当商品や出展者の削除要求。→最近はプラットフォーム経営者の責任を強化（中華人民共和国電子商取引法）され、削除要求が急増

最高人民法院の「PRETUL」判決（2014年最高法民提字第38号）等により、中国国内でOEM生産された製品に第三者の中国商標権に類似の商標が付されても、当該製品が中国国内で流通しない場合には商標権侵害が成立しないと考えられていた。→

「HONDA 商標」に関して最高人民法院から再審の判決（2019年最高法民再138号）により、覆された。



### ③ -2 冒認商標への対抗策と支援事業

冒認商標対策強化策：

2019年11月1日より施行された新改正法の第4条には「**使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。**」と追記

#### 1. 【中国での冒認商標対抗措置】

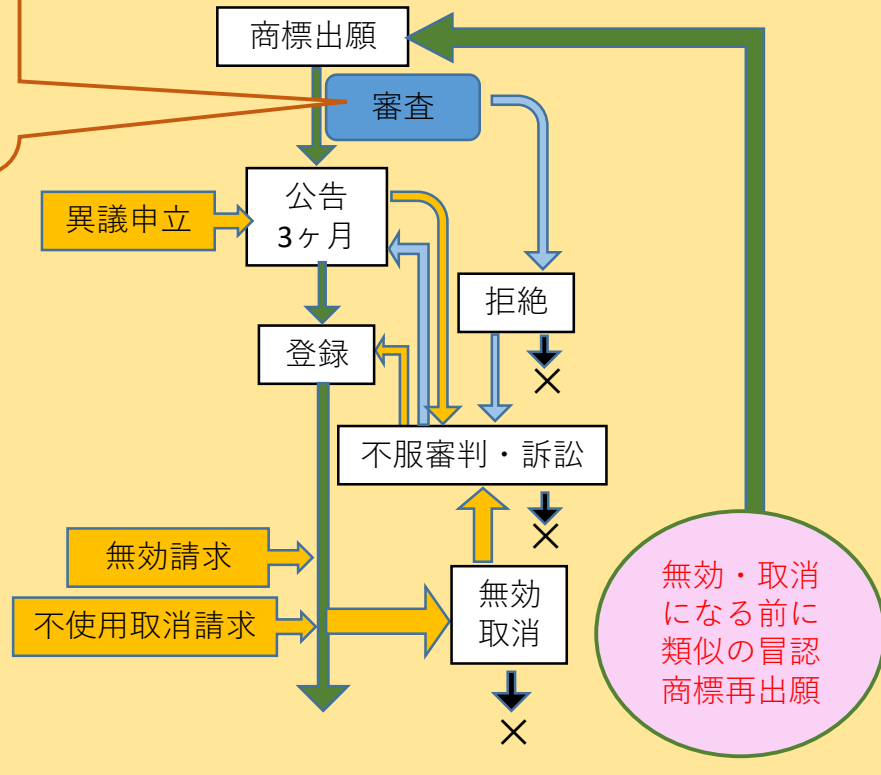
☞ 商標ウォッチング → 早期発見、既に商標登録していたとしても審査ミスによる類似商標の登録（権利併存）に注意

☞ 公告後3ヶ月以内に**異議申立**（商標法33条）

☞ 登録後5年以内に**無効請求**（商標法45条）  
→ 異議・無効共に、中国における自社ブランドの知名度に加え、相手方の悪意を主張。凶形商標の場合には著作権侵害主張も有効。

☞ 登録後3年間使用されていない場合は**不使用取消請求**（商標法49条）

中国商標出願・登録・無効の流れ



中小企業等海外侵害対策支援事業（冒認商標無効・取消係争支援事業）

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_trademark.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html)

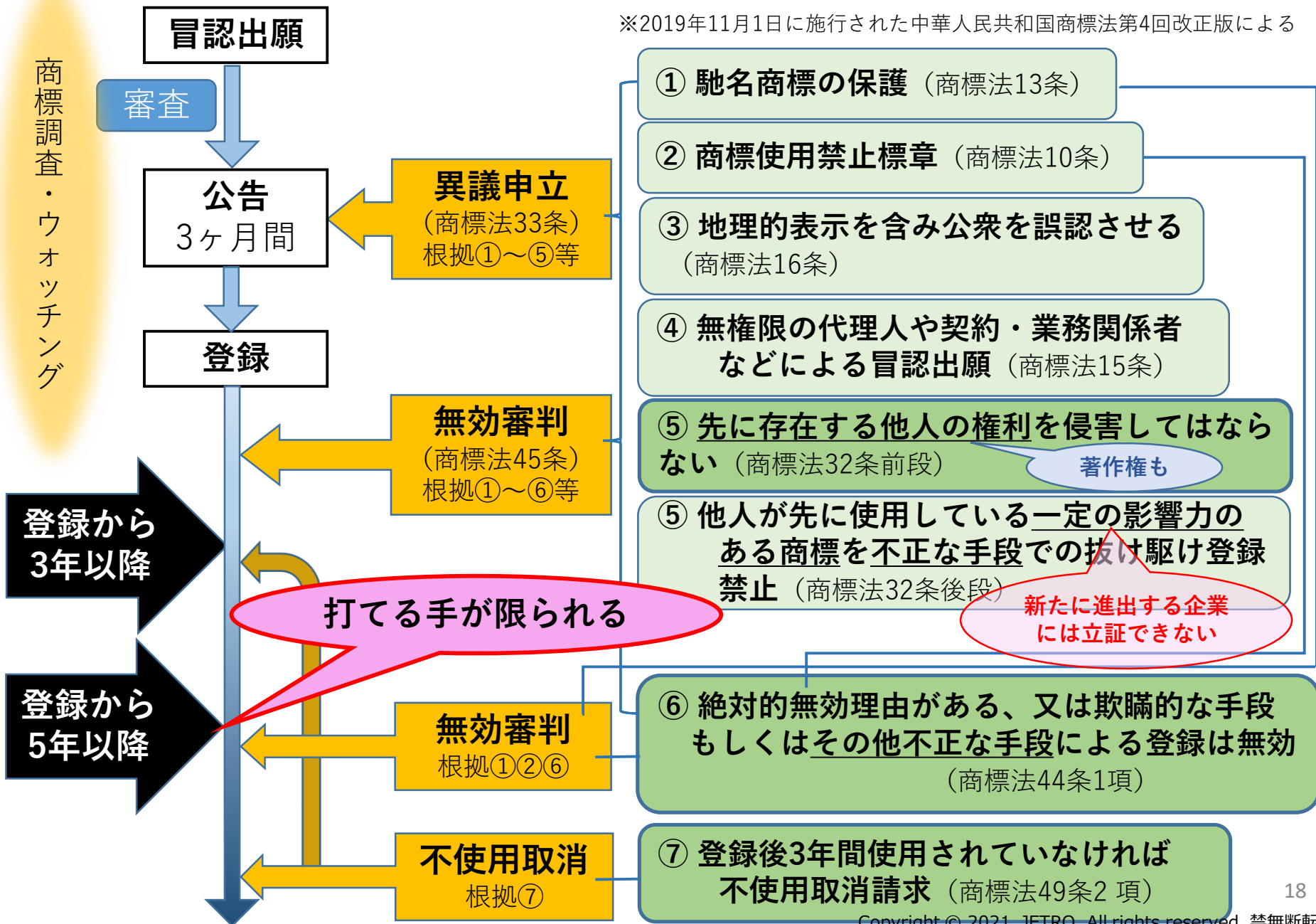
お問合せ先：ジェトロ知的財産課

Tel：03-3582-5198

E-mail：SHINGAI@jetro.go.jp

## 2. 【中国冒認商標對抗措置のタイミングと根拠】

※2019年11月1日に施行された中華人民共和國商標法第4回改正版による



## ④ 海外進出前の知的財産準備（事前・予防対策）

### ④ -1 商標権と著作権の特徴・相違点

		商標権		著作権
保護対象		その国でその商標を独占・排他的に使用できる権利		加盟国でその著作物を独占・排他的に使用できる権利
権利発生方式		<b>登録主義</b> ：基本的には登録による権利発生 <b>先願主義</b> （国によって異なる場合も） <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px; color: red; font-weight: bold;">早い者勝ち</span>	相違点1	<b>無方式主義</b> ：創作発表時に <u>自然発生</u>
権利の証明		登録証などにより行政当局が保証	相違点2	紛争時に <u>自らが立証</u> しなければなら ※登録制度もあるが、権利の推定程度
権利有効地域		<b>属地主義</b> ：権利を取得した国でのみ有効 （国毎の権利取得が必要）	相違点3	原則として <sup>ベルヌ</sup> <b>Berne条約</b> 加盟176ヶ国で保護される 台湾・香港は <b>WTO設立協定</b> で保護
権利期間		半永久的に存続可能 （10年毎の更新は必要）	相違点4	著作者の死後若しくは公表後50年 <u>以上</u> （国により異なり、日本は70年、中国・香港は50年⇒適用法は属地主義）
中国権利化	期間	8ヶ月程度	相違点5	1～2ヶ月
	費用	20～30万円程度※国内特許事務所を介し現地代理人へ依頼		5～10万円※国内特許事務所を介し現地代理人へ依頼

	商標権	著作権
権利範囲	<p>類似範囲</p> <p>その排他権は類似商標にも及ぶ</p> <p><b>商標権</b></p> <p>  </p> <p>類似範囲</p> <p><b>標章（マーク）</b> 商品・サービスの自他識別のための文字・図形・混合等</p> <p>×</p> <p>類似範囲</p> <p><b>商品・サービス</b> 標章を使用する対象</p> <p>・国際分類では34の商品と11のサービスに分類</p>	<p>類似権利併存の可能性有り</p> <p><b>著作権</b></p> <p>  </p> <p><b>著作物</b> 思想又は感情を創作的に表現した文芸・学術・美術・音楽等</p> <p>中国著作権法では、文学、芸術及び科学の分野における独創性を有し、且つ、ある種の有形的な形式で複製できる知的活動の成果を著作物という</p> <p><b>商品・サービス</b> 対象は限定されない</p>
権利侵害とは	<p>その国で、登録商標と同一又は類似の商標を、同一又は類似の商品やサービスに使用し、消費者に誤認混同を起こさせる行為</p> <p>使用とは、商品、商品の包装若しくは容器等に商標を用いること、又は<u>広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより</u>、商品の出所を識別するための行為</p>	<p>著作権者の許諾無しで、<u>著作物を公表、改変、複製、発行、展示、実演、放送、翻訳、編集などを行う行為</u></p>

## ④ -2 著作権で保護するための準備

紛争時には、著作権の立証（著作権の存在と帰属）が最大の課題

### 【著作権を立証するために】

一般的には、以下のような資料が有用

- 著作物の公表（展示や出版など）時の著作者名表示  
←反証がなければ、その者が法律上著作者と推定される
- 創作や公表を報道した新聞や雑誌など  
←創作の事実（誰が何を）と創作や公表時期を証明するための根拠資料
- 著作物の創作過程で使った準備資料や原稿など  
←著作者でなければ所持し得ない資料

中国では民事訴訟の半数以上が著作権事案

### 【補助的手段】

- ・ 著作権登録証 ← 日本では「登録済通知書」、中国では「作品登記証書」  
紛争時の初歩的証拠、中国では模倣品の行政摘発などに必要
- ・ 公証役場での著作物の確定日付取得
- ・ タイムスタンプの活用

### <著作権任意登録制度>

著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生するもので、その取得のために手続を必要としないが、日本や中国などには任意の登録制度ある。権利取得のためではなく、あくまで権利の推定。

**日本**では、登録の前提となる事実が行われているか否かを申請書等から形式的に審査するものであり、文化庁は登録されている著作物の内容には関知していない。

・著作物を創作しただけでは登録できず、公表したり、権利を譲渡したなどという事実があった場合にのみ、登録が可能→未公表著作権の登録は不可

・権利の移転や質権設定における第三者對抗要件：先登録が有効

・所要期間：1ヶ月程度

<必要書類>

- ・第一発行（公表）登録申請書
- ・著作物の明細書
- ・第一発行（公表）年月日を証明する書類（受領書，頒布証明書，演奏証明書等）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

<著作権の登録>

中国もベルヌ条約（原則として、著作権は著作物の創作・発表と同時に発生）に加盟しているが、実務上は登録により著作権者の立証が容易になる。

**中国**では、形式審査のみであるため、作品登記できても、著作権の主張は認められなくなる場合もある。

反証がなければ、「作品登記証書」に記載されている著作権者と著作権成立日付等は真実のものであると認められ、実務上「作品登記証書」は必要。

- ・未公表著作権の登録も可
- ・模倣品・海賊版の行政摘発にも有用
- ・税関やECサイトの侵害行為差止にも有用
- ・冒認商標の無効化にも有用な場合がある
- ・所要期間：1～2ヶ月

<必要書類>

- ・登録申請書
- ・権利保証書  
（作品の権利が申請人にあり、提出書類が真実で合法的なものであることを保証する書類）
- ・権利帰属証明資料  
（法人登記簿謄本、個人身分証明書）
- ・著作物説明書類  
（創作の目的、過程や作品の独創性についての説明）
- ・著作物サンプル
- ・委任状（代理人が申請する場合）

## ④ -3 商標権で保護するための準備

### 海外進出(展示会出展など)前に 他人の権利を侵害しないために 1. 商標事前調査

少なくとも商標は  
確認しましょう！  
ブランド名のみではなく、  
社名も忘れずに！

海外進出時（出展も含む）に使用する商標（自社名、出展予定品の商品名やシリーズ名等）が進出国において第三者により既に商標登録されていないかを事前に調査する。  
★第三者により既に商標登録がなされている場合：名称の変更または進出取止めが必要。さもないと商標権侵害で摘発されたり訴えられる可能性有。

冒認商標の存在に  
気付くことも

《調査費用の目安》

※現地調査会社の一商標一区分当たりの費用（日本の特許事務所の費用は別途）

対象国	調査費用の目安
米国	20万円～30万円
フランス	10万円～20万円
シンガポール	10万円～20万円
中国	数千円～数万円

中国商標検索サイト（無料）

中国知识产权局商标局 中国商标网

<http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do>

# 海外進出(展示会出展など)前に 他人に権利を横取りされないために

## 2. 商標出願・登録

少なくとも商標は  
出願しましょう！

★ 事前調査において、第三者により商標出願・登録がなされていない場合：他人に商標出願される前に、進出国への自社の商標出願が必要。進出後では第三者に商標出願され横取りされてしまう可能性有。

商標出願は早い者勝ち

### 何の権利をどこの国で取得するのか？

商品の海外展開計画に基づき、商品寿命や費用対効果を考慮し選定する。

決めかねる場合はまず国内出願し、優先権主張可能期間を利用する。

(特許・実用新案・育生者権：1年、意匠：6ヶ月、商標：6ヶ月)

- ・ 販売金額が多く見込まれる国や模倣品が販売されやすい国：少なくとも商標出願
- ・ 模倣品製造の可能性が高い国、生産委託する国：商標のみならず意匠も出願
- ・ 模倣品業者に対する法的措置が執行容易な国ということも選定基準の一つ

### ビジネスプラン

・・・他

知財戦略

販売戦略

資金計画

知財戦略なきビジネスプランはあり得ない



# 【海外商標出願方法】

◆既に自社で国内出願し6ヶ月経過している商標：  
商品の海外展開計画に基づき、展示会への出展前、契約交渉開始前、サンプル提示前などあらゆる発表前に対象国で商標出願する。

◇既に国内出願しているが6ヶ月経過していない商標：  
◆国内未出願商標：あらゆる発表前に先ずは国内で商標出願する。

国内出願日から6ヶ月以内に、優先権を主張して同一商標を外国出願する。

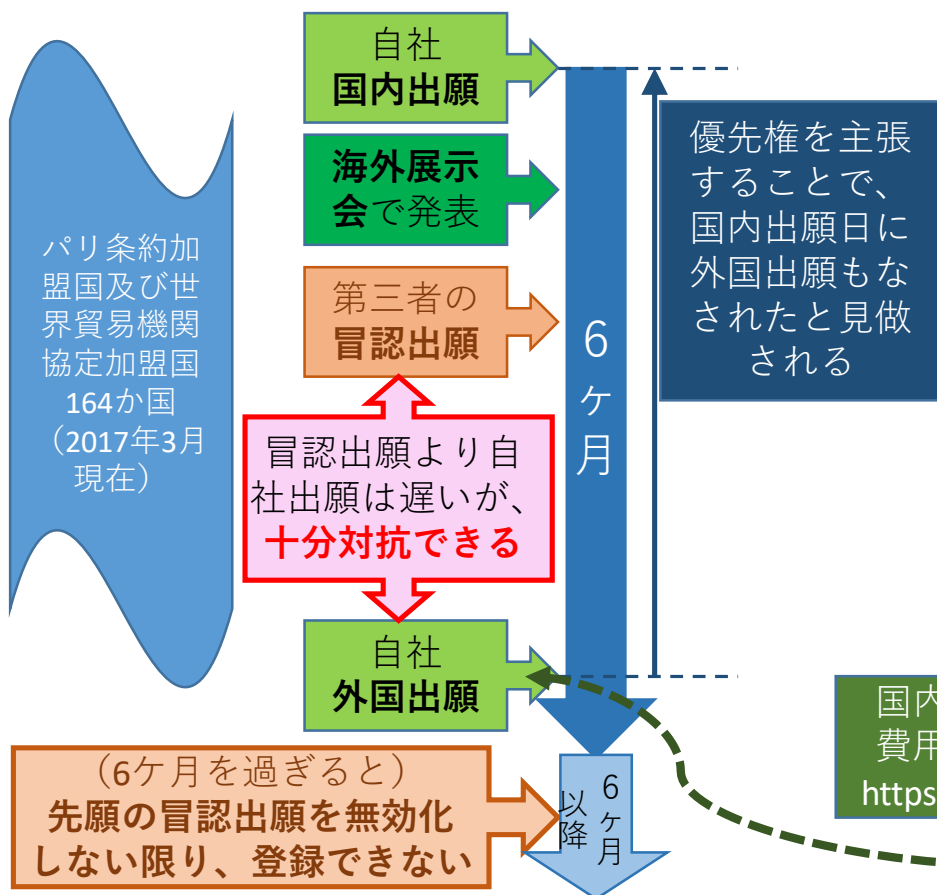
中国へは漢字表記だけでなく、アルファベット表記の出願も検討を！

## 中小企業等外国出願支援事業

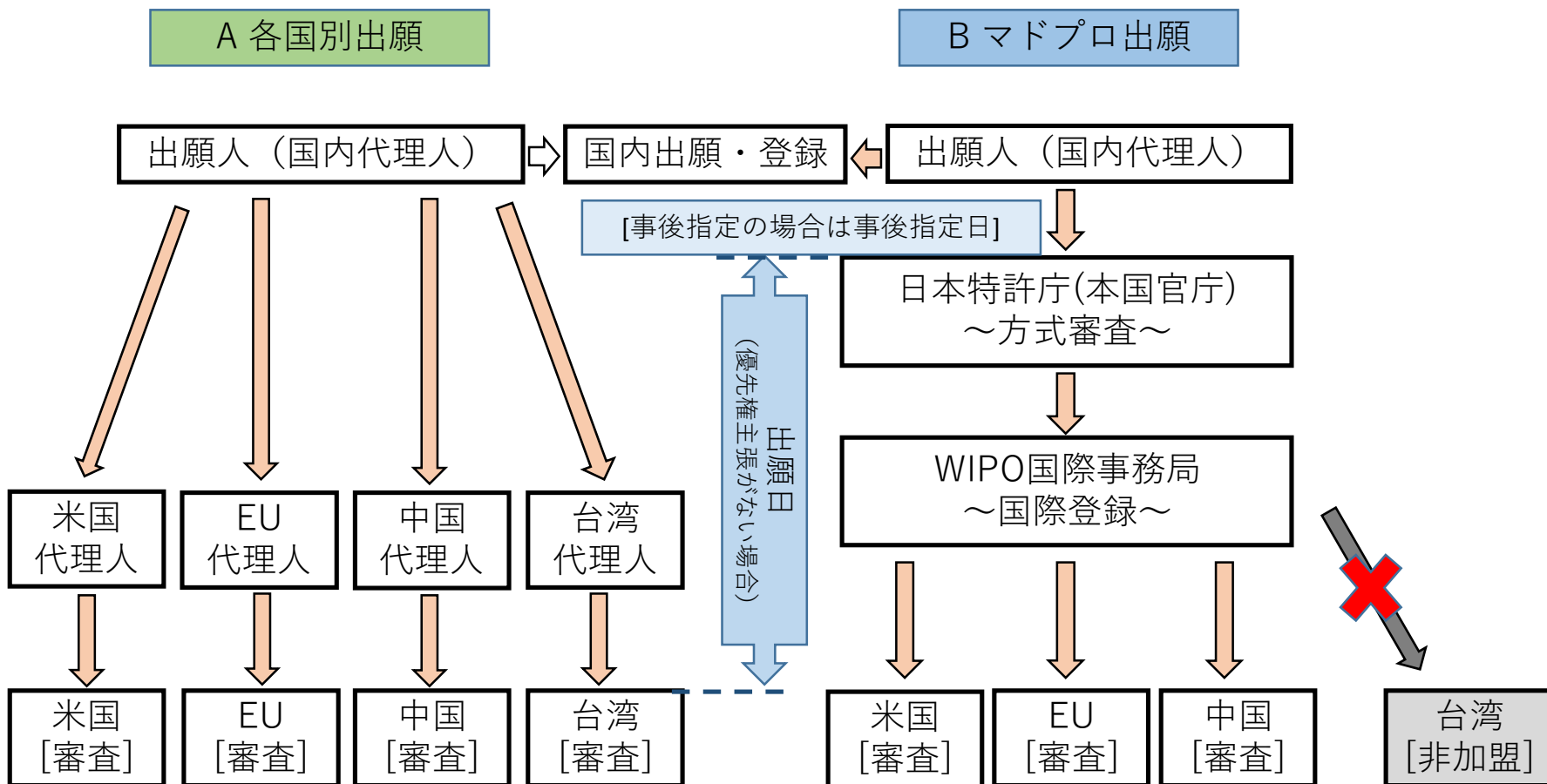
[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_appli.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html)

お問合せ先：ジェトロ知的財産課外国出願デスク  
Tel：03-3582-5642 Fax：03-3585-7289  
E-mail：SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

国内出願商標と同じ商標を複数の外国へ出願する際には、費用を節約できるマドプロ出願の活用を検討して下さい。  
<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/pdf/panhu/panhu18.pdf>



# 【海外商標出願方式】



## 【海外商標出願方式による特徴】

	A 各国別に出願 ＜パリ条約に基づき＞	B マドプロ マドリッド協定議定書に基づき、複数国に一括出願	
出願対象国	＜パリ条約加盟国＞	マドプロ加盟国	出願国に限られる
言語	各国毎に各国言語で出願	日本特許庁を介して英語で国際事務局へ一括出願	手続きが簡便な反面、各国に応じた細やかな対応が不可
現地代理人	各国毎に現地代理人を通じて出願	<b>各国審査で拒絶理由が通知されない 限り不要</b>	<b>多数国出願時の 大幅な経費削減可</b>
優先権主張	＜基礎の日本出願が存在する場合、日本の出願日から6ヶ月以内であれば、優先権の主張可＞		
審査期間	審査期間が限定されていないので登録時期が不明確	国際事務局から指定国への指定通知日から1年(若しくは18ヶ月)以内	迅速な審査(場合によっては各国別出願より遅い)
基礎出願・登録	必要なし	基礎となる商標が日本国特許庁(本国)に出願若しくは登録されていることが必要	基礎出願・登録と、商標・出願人が同一、商品・役務が同一または範囲内
セントラル アタック	無し	<b>基礎出願・登録が国際登録日から5年を経過する前に拒絶／無効／取消になった場合、国際登録も取消される</b>	各指定国への国内出願に変更可(出願日は国際登録日)

## 【マドプロ加盟国一覧】

No	加盟国	効力発生日	No	加盟国	効力発生日	No	加盟国	効力発生日	No	加盟国	効力発生日
1	英国(マン島適用)	1995.12.01		ボネール島、シント・ユースタティウス島、サバ島	2010.10.10	54	ザンビア	2001.11.15	82	イスラエル	2010.09.01
2	スウェーデン	1995.12.01	27	ベルギー*	1998.04.01	55	ベラルーシ	2002.01.18	83	カザフスタン	2010.12.08
3	スペイン	1995.12.01	28	ルクセンブルク*	1998.04.01	56	北マケドニア	2002.08.30	84	タジキスタン	2011.06.30
4	中国(香港・マカオ未適用)	1995.12.01	29	ケニア	1998.06.26	57	韓国	2003.04.10	85	フィリピン	2012.07.25
5	キューバ	1995.12.26	30	ルーマニア	1998.07.28	58	アルバニア	2003.07.30	86	コロンビア	2012.08.29
6	デンマーク	1996.02.13	31	ジョージア	1998.08.20	59	米国	2003.11.02	87	ニュージーランド(トケラウ諸島未適用)	2012.12.10
7	ドイツ	1996.03.20	32	モザンビーク	1998.10.07	60	キプロス	2003.11.04	88	メキシコ	2013.02.19
8	ノルウェー	1996.03.29	33	エストニア	1998.11.18	61	イラン	2003.12.25	89	インド	2013.07.08
9	フィンランド	1996.04.01	34	エスワティニ	1998.12.14	62	クロアチア	2004.01.23	90	ルワンダ	2013.08.17
10	チェコ	1996.09.25	35	トルコ	1999.01.01	63	キルギス	2004.06.17	91	チュニジア	2013.10.16
11	モナコ	1996.09.27	36	レソト	1999.02.12	64	ナミビア	2004.06.30	92	アフリカ知的所有権機関(OAPI)	2015.03.05
12	北朝鮮	1996.10.03	37	オーストリア	1999.04.13	65	シリア	2004.08.05	93	ジンバブエ	2015.03.11
13	ポーランド	1997.03.04	38	トルクメニスタン	1999.09.28	66	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	2004.10.01	94	カンボジア	2015.06.05
14	ポルトガル	1997.03.20	39	モロッコ	1999.10.08	67	バーレーン	2005.12.15	95	アルジェリア	2015.10.31
15	アイスランド	1997.04.15	40	シエラレオネ	1999.12.28	68	ベトナム	2006.07.11	96	ガンビア	2015.12.18
16	スイス	1997.05.01	41	ラトビア	2000.01.05	69	ボツワナ	2006.12.05	97	ラオス	2016.03.07
17	ロシア	1997.06.10	42	日本	2000.03.14	70	ウズベキスタン	2006.12.27	98	ブルネイ	2017.01.06
18	スロバキア	1997.09.13	43	アンティグア・バーブーダ	2000.03.17	71	モンテネグロ	2006.06.03	99	タイ	2017.11.07
19	ハンガリー	1997.10.03	44	イタリア	2000.04.17	72	アゼルバイジャン	2007.04.15	100	インドネシア	2018.01.02
20	フランス	1997.11.07	45	ブータン	2000.08.04	73	サンマリノ	2007.09.12	101	アフガニスタン	2018.06.26
21	リトアニア	1997.11.15	46	ギリシャ	2000.08.10	74	オマーン	2007.10.16	102	マラウイ	2018.12.25
22	モルドバ	1997.12.01	47	アルメニア	2000.10.19	75	マダガスカル	2008.04.28	103	サモア	2019.03.04
23	セルビア(セルビア・モンテネグロを継承)	1998.02.17	48	シンガポール	2000.10.31	76	ガーナ	2008.09.16	104	カナダ	2019.06.17
24	スロベニア	1998.03.12	49	ウクライナ	2000.12.29	77	サントメ・プリンシペ	2008.12.08	105	ブラジル	2019.10.02
25	リヒテンシュタイン	1998.03.17	50	モンゴル	2001.06.16	78	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2009.01.27	106	マレーシア	2019.12.27
26	オランダ*	1998.04.01	51	オーストラリア	2001.07.11	79	エジプト	2009.09.03	107	トリニダード・トバゴ	2021.01.12
	キュラソー島	2010.10.10	52	ブルガリア	2001.10.02	80	リベリア	2009.12.11	108	パキスタン	2021.05.24
	シント・マールテン島	2010.10.10	53	アイルランド	2001.10.19	81	スーダン	2010.02.16			

\* オランダ、ベルギー、ルクセンブルクへの出願はベネルクス(BX)の指定となります。

ご清聴有難うございました。